



運送約款の一部改定について

東急電鉄株式会社

1. 改定する運送約款

サーバ管理型乗車券取扱規則

2. 改定日

2024年12月4日(水)初電より

3. 改定内容

2024年12月4日(水)からのサーバ管理型乗車券取扱規則は[こちら](#)をご覧ください。

2024年12月3日(火)までのサーバ管理型乗車券取扱規則は[こちら](#)をご覧ください。

4. 新旧対照表

別紙をご覧ください。

以 上

現行	改訂
サーバ管理型乗車券取扱規則 2023.8.30 制定 2024.5.15 現在 第 1 編 総 則 (この規則の目的) 第 1 条 この規則は、東急電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）が、提携するタッチ決済乗車サービス事業者において提供するサーバ上のクラウド型交通乗車システムの機能を使用し、旅客が所有する識別番号が記録された媒体を組み合わせる当社線を利用する旅客の運送等（以下「サーバ管理型乗車」といいます）に関する利用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。 (中略) (適用範囲) 第 2 条 サーバ管理型乗車による当社線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。 2 この規則が改定された場合、改定日以降のサーバ管理型乗車による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。 3 この規則およびこれに基づいて定められた事項は、旅客の利益に適合するときは、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において変更できるものとします。また、この規則の変更にあたり、この規則を変更	サーバ管理型乗車券取扱規則 2023.8.30 制定 2024.12.4 現在 第 1 編 総 則 (この規則の目的) 第 1 条 この規則は、東急電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）において、旅客が所有する識別番号が記録された媒体を使用して当社線を利用する旅客の運送等（以下「サーバ管理型乗車」といいます。）に関する利用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。 (中略) (適用範囲) 第 2 条 サーバ管理型乗車による当社線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。 2 この規則が改定された場合、改定日以降のサーバ管理型乗車による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。 3 この規則およびこれに基づいて定められた事項は、旅客の利益に適合するときは、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において変更できるものとします。また、この規則の変更にあたり、この規則を変更

する旨および変更後の内容ならびに効力発生日について、あらかじめ告知を行い、販売サイト上に掲示するものとします。

- 4 この規則に定めのない旅客の運送等に関する事項については、当社の旅客営業規則等に定めるところによります。

(用語の意義)

第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

(中略)

- (6)「企画乗車券」とは、第12号に定める販売サイトにおいて当社が特別の運送条件、施設利用券等を定めて発売するサーバ管理型乗車の情報をいいます。
- (7)「QRコード」とは、企画乗車券に付帯して旅客が所有する携帯情報端末の画面に表示し、第8号に定める対応改札機で認証することができる2次元コードをいいます。
- (8)「対応改札機」とは、決済媒体またはQRコードから情報を読み取るための機器をいいます。
- (9)「フリーエリア」とは、企画乗車券の乗車回数および途中下車に制限のない区間をいいます。
- (10)「発行者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する者、およびタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している者をいいます。
- (11)「管理サーバ」とは、決済媒体およびQRコードのID、乗車時の入出場情報等を管理するサーバをいいます。
- (12)「販売サイト」とは、当社が企画乗車券を発行するウェブサイト「Qskip」をいいます。
- (13)「旅客営業規則」とは、当社が旅客との運送契約に適用する条件を定めた運送約款をいいます。

する旨および変更後の内容ならびに効力発生日について、あらかじめ告知を行い、**当社ホームページ**に掲示するものとします。

- 4 この規則に定めのない旅客の運送等に関する事項については、当社の旅客営業規則等に定めるところによります。

(用語の意義)

第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

(中略)

- (6)「企画乗車券」とは、第13号に定める販売サイトにおいて当社が特別の運送条件、施設利用券等を定めて発売するサーバ管理型乗車の情報をいいます。
- (7)「QRコード」とは、企画乗車券に付帯して旅客が所有する携帯情報端末の画面に表示し、第8号に定める対応改札機で認証することができる2次元コードをいいます。
- (8)「対応改札機」とは、決済媒体またはQRコードから情報を読み取るための機器をいいます。
- (9)「フリーエリア」とは、企画乗車券の**うち**乗車回数および途中下車に制限のない区間をいいます。
- (10)「有効区間」とは、企画乗車券の**うち同一方向に連続して1回限り乗車することができる区間**をいいます。
- (11)「発行者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する者、およびタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している者をいいます。
- (12)「管理サーバ」とは、決済媒体およびQRコードのID、乗車時の入出場情報等を管理するサーバをいいます。
- (13)「販売サイト」とは、当社が企画乗車券を発行するウェブサイト「**QSKIP**」をいいます。

(中略)

(決済方法および決済手段)

第 6 条 決済媒体を使用した決済方法は、提携タッチ決済乗車サービス事業者の定めるところによります。

- 2 都度利用における乗車および決済可能なブランドは、VISA、JCB、American Express、Discover、Diners Club、中国銀聯とし、当社で決済ができるカードに限ります。

(中略)

(目的および使用方法)

第 11 条 都度利用は、決済媒体による駅相互間の乗車に使用することを目的とし、使用方法は、次の各号に定めるとおりとします。

(中略)

- 2 企画乗車券は、フリーエリアを決済媒体または QR コードにより乗車することを目的とし、使用方法は次の各号に定めるとおりとします。

(中略)

(取扱区間)

第 12 条 乗車できる区間は、次の各号に定めるとおりとします。

(14)「旅客営業規則」とは、当社が旅客との運送契約に適用する条件を定めた運送約款をいいます。

(15)「他社線」とは、当社以外が経営する運輸機関の路線をいいます。

(中略)

(決済方法および決済手段)

第 6 条 都度利用による旅客運賃の決済方法は、旅客が所有する決済媒体の発行者の定めるところによります。

- 2 都度利用における乗車および決済可能なブランドは、VISA、JCB、American Express、Discover、Diners Club、中国銀聯とし、当社で決済ができるカードに限ります。

ただし、カード機能を搭載する携帯情報端末による乗車および決済可能なブランドは、VISA、JCB、American Express、Discover とします。

(中略)

(目的および使用方法)

第 11 条 都度利用は、決済媒体による駅相互間の乗車に使用することを目的とし、使用方法は、次の各号に定めるとおりとします。

(中略)

- 2 企画乗車券は、フリーエリアまたは有効区間を決済媒体または QR コードにより乗車することを目的とし、使用方法は次の各号に定めるとおりとします。

(中略)

(取扱区間)

第 12 条 乗車できる区間は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 都度利用...当社線全線の各駅相互間とします。ただし、世田谷線のをぞきます。
- (2) 企画乗車券...販売サイトにおいて定め、掲示するものとします。

(制限事項)

第 13 条 サーバ管理型乗車に際しては、次に掲げる使用はできないものとします。

- (1) 都度利用において、1 回の乗車につき 2 以上の決済媒体を同時に使用すること。
- (2) 1 回の乗車につき 2 以上の同一企画乗車券を同時に使用すること、および同一の企画乗車券として決済媒体と QR コードを同時に使用すること。
- (3) 決済媒体または QR コードを使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
- (4) 決済媒体または QR コードと他の乗車券を併用すること。
- (5) 対応改札機の故障、停電またはシステム障害等により取扱いができないとき。
- (6) 旅客の決済媒体において、有効期限終了、利用可能枠を超えた決済会社の使用制限または使用停止の措置を受け使用できない状態になったとき。
- (7) 決済媒体に登録された名義人以外が使用したとき。
- (8) 販売サイトに会員登録した名義人に対し発行された企画乗車券を、名義人以外が使用したとき。

第 2 章 運 賃

- (1) 都度利用...当社線全線の各駅相互間とします。ただし、世田谷線のをぞきます。
- (2) 企画乗車券...別に定め、販売サイトに掲示するものとします。

(制限事項)

第 13 条 サーバ管理型乗車に際しては、次に掲げる使用はできないものとします。

- (1) 都度利用において、1 回の乗車につき 2 以上の決済媒体を同時に使用すること。(クレジットカードと携帯情報端末等の紐づけを行った場合、入場時と出場時で異なる媒体を使用するときも含みます。)
- (2) 当社線の改札を出場することなく他社線へ連続乗車した場合。ただし、第 27 条に定める区間については、この限りではありません。
- (3) 1 回の乗車につき 2 以上の同一企画乗車券を同時に使用すること、および同一の企画乗車券として決済媒体と QR コードを同時に使用すること。
- (4) 決済媒体または QR コードを使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
- (5) 決済媒体または QR コードと他の乗車券を併用すること。
- (6) 対応改札機の故障、停電またはシステム障害等により取扱いができないとき。
- (7) 旅客の決済媒体において、有効期限終了、利用可能枠を超えた決済会社の使用制限または使用停止の措置を受け使用できない状態になったとき。
- (8) 決済媒体に登録された名義人以外が使用したとき。
- (9) 販売サイトに会員登録した名義人に対し発行された企画乗車券を、名義人以外が使用したとき。

第 2 章 運 賃

(運賃)

第 14 条 都度利用で乗車した場合の運賃は、原則として実際に乗車する経路および発着順序によるキロ程を使用して、旅客営業規則第 77 条（普通旅客運賃制度）の各項、第 78 条（普通旅客運賃）の各項に定める大人普通旅客運賃を適用し、別に定める場合を除いて同一方向に連続する場合に限り、キロ程を通算して運賃を算出します。ただし、こどもの国線をのぞきます。なお、小児普通旅客運賃の設定はありません。

2 都度利用の乗車において、運賃計算経路の一部もしくは全部が複乗となる場合は、折り返しとなる駅の前後の区間のキロ程を打ち切って計算します。

3 企画乗車券の運賃は、販売サイトにおいて定め、掲示するものとします。

(運賃計算の特例)

第 15 条 都度利用による乗車が、旅客営業規則第 70 条に掲げる区間を通過または同区間内相互となる場合の運賃は、最も短いキロ程により計算します。ただし、乗車経路が 1 周または 1 周を超える場合の運賃は、旅客営業規則第 70 条の規定を準用します。この場合、旅客は実際の乗車区間に対して旅客営業規則に定める大人普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとします。

(中略)

(効力)

第 19 条 サーバ管理型乗車の効力は、第 11 条の規定により次の各号に定めるとおりとします。

(中略)

(2) 企画乗車券

ア フリーエリア内では乗車回数と途中下車を制限しません。

(運賃)

第 14 条 都度利用で乗車した場合の運賃は、旅客営業規則第 77 条（普通旅客運賃制度）の各項、第 78 条（普通旅客運賃）の各項（ただし、第 3 項および第 4 項ただし書きをのぞきます。）に定める大人普通旅客運賃とし、入場駅・出場駅間の最も低廉となる運賃を適用します。なお、小児普通旅客運賃の設定はありません。

2 都度利用において、乗車経路の一部もしくは全部が複乗となる場合は、旅客営業規則第 68 条第 2 項に定める計算により大人普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとします。

3 企画乗車券の運賃は、別に定め、販売サイトに掲示するものとします。

(乗車区間が 1 周となる場合)

第 15 条 都度利用による乗車経路が 1 周または 1 周を超える場合は、旅客営業規則第 70 条ただし書きに定める計算により大人普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとします。

(中略)

(効力)

第 19 条 サーバ管理型乗車の効力は、第 11 条の規定により次の各号に定めるとおりとします。

(中略)

(2) 企画乗車券

ア フリーエリア内では乗車回数と途中下車を制限しません。フリー

イ フリーエリア外に乗車した場合、その区間に対して別途、旅客営業規則に定める大人普通旅客運賃を収受します。

(以下省略)

エリア外に乗車した場合、その区間に対して別途、旅客営業規則に定める大人普通旅客運賃を収受します。

イ 有効区間の効力は企画乗車券ごとに定め、販売サイトに掲示するものとします。有効区間外に乗車した場合、その区間に対して別途、旅客営業規則に定める大人普通旅客運賃を収受します。

(中略)

第 3 編 他社線

第 1 章 通 則

(他社線への都度利用および乗継ぐ場合の取扱い)

第 27 条 当社線と以下に定める他社線の取扱い区間内を連続して乗車する場合に限り、都度利用の取扱いを行います。

横浜高速鉄道株式会社	みなとみらい 2 1 線
------------	--------------

(他社線内の取扱い)

第 28 条 当社線と前条に定める他社線の取扱い区間内を連続して乗車する場合、他社線内における都度利用の取扱いについては、当該運輸機関の定めるところによります。

2 前条に掲げる表に定める他社線を取扱区間を含む、企画乗車券の他社線内における取扱いについては、当該運輸機関の定めるところによります。

(他社線と乗継ぐ場合の運賃)

第 29 条 当社線と第 27 条に定める他社線の取扱い区間内を連続して乗車する場合の運賃は、運輸機関ごとに定める大人片道普通旅客運賃の

計算方による運賃の合算額とします。